

省 再委託等の準備や円滑な 環境 広域処理に向けた措置を

新型コロナウイルスに対応した産廃処理能力確保で通知

環境省は17日、新型コロナウイルス感染症に対応した処理能力を確保するための対応について、都道府県・政令市の産業廃棄物行政主管部局に対して通知を行った。産業廃棄物処理委託等を想定した事前の検討や、円滑な広域処理が実現するための措置を講ずることなどを求めている。

産廃処理を委託された処理業者が感染等により業務を全うすることが困難になった場合は、別の産廃処理業者に再委託、または排出事業者が改めて別の処理業者に委託することが考えられる。産廃処理法に則り他の処理業者に再委託する場合

には、排出事業者が法律で規定する書面による承諾を行う必要がある。このため排出事業者は、承諾の際に確認する必要がある事項についてあらかじめ検討を行い、処理業者と認識の共有を図るよう要請している。特に再委託の料金についての調整には困難が予想される

ことから、適正な処理費用が処理業者に支払われることを前提に検討し、可能な範囲で具体的な再委託先もあらかじめ検討しておくべきとした。

また、新型コロナウイルス感染症の感染がさらに拡大した場合、一部の産廃処理業者で産廃を処理することが困難となる

事態も想定されるが、そうした場合でも近隣の都道府県に産廃を運搬するなど円滑な広域処理を通じて、迅速かつ適切に処理することが必要となる。一部の自治体では事前協議等により域外からの産廃の搬入規制を事実上行っているところがあるが、すでに同省は法の趣旨・目的に反し法に定められた規制を超える要項等については、感染性廃棄物の迅速な処理の観点からも廃止等を可及的に速やかに実施するよう3月4日付で通知している。

仮に搬入規制を維持しなければならぬ特段の事情がある場合でも、例えば新型コロナウイルス感染症の感染拡大により広域処理が必要となっている産廃については対象外とする、優先的かつ速やかに事前協議を行うなど、必要なあらゆる措置を可及的に速やかに実施することを求めた。